

# 委託業務仕様書

- 1 件 名 ユーカルさばえ夜間等施設管理業務委託
- 2 履行場所 ユーカルさばえ（鯖江市水落町2丁目24-2）
- 3 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 業務内容
  - (1) 施設の開錠および施錠
  - (2) 電気の点灯および消灯
  - (3) 火気および施設、設備、備品などの点検、管理
  - (4) 利用者の受付および対応
  - (5) 備品の貸出し
  - (6) 施設利用の申し込み受付等
  - (7) 施設利用者事故に対する処遇および連絡
  - (8) 施設管理日誌の記載

## 別表

施設名	就業時間	備考
ユーカルさばえ	原則として、月曜から金曜日までは、午後5時から午後10時までとし、土曜日については、午後0時から午後10時までとする。 ただし、祝日は除く。 土曜日午前、日曜日および祝日における特別開館については、委託者が指定した時間とする。	年末年始（12月29日～1月3日）除く。 月～金 241日×5H 土 51日×10H 特別開館 90H

- 5 上記の業務を処理するため、受託者が派遣する人員は常時1名とする。
- 6 受託者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務を退いた後も同様とする。
- 7 受託者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- 8 本仕様書に定めなき事項については、委託者および受託者が協議するものとする。

別記

## 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の重要性を認識し、その業務の実施に当たっては、個人の権利および利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。期間が終了し、または解除された後においても、同様とする。

2 乙は、その業務に従事している者に対して、在職中または退職後において、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、その業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、その業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失およびき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用および提供の制限)

第5 乙は、甲の指示または承認があるときを除き、その業務に関して知り得た個人情報を業務の目的以外の目的に利用し、または提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、その業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、または複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、甲の承認があるときを除き、個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

第8 乙は、その業務を処理するため甲から提供を受け、または自らが収集し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、または引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(実施調査)

第9 甲は、必要があると認めるときは、乙がその業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状

況について、随時実施に調査することができる。

(事故報告)

第10 乙は、ここに定める特記事項に違反する事態が生じ、または生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。